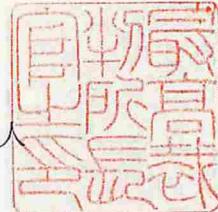


最高裁人任第1379号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和2年9月20日)

(別紙)

(京都地方裁判所判事補兼)
(京都家庭裁判所判事補)
(京都簡易裁判所判事)

判事補兼
簡易裁判所判事

まつ なみ たく や
松 波 韶 也

(名古屋地方裁判所判事補兼)
(名古屋家庭裁判所判事補)
(豊橋簡易裁判所判事)

同

き むら た ろう
木 村 太 郎

(大分家庭裁判所判事補兼)
(大分地方裁判所判事補)
(中津簡易裁判所判事)

同

ます こ ゆう いち
増 子 由 一

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月20日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
京都地家判事兼 京都簡裁判事	京都地家判事補 兼京都簡裁判事	松波卓也	昭61.11.6	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項(職権特例法 第3条の3による場合を 含む)
名古屋地家豊橋 支判事兼豊橋簡 裁判事	名古屋地家豊橋 支判事補兼豊橋 簡裁判事	木村太郎	昭59.8.18	"
大分家地中津支 判事兼中津簡裁 判事	大分家地中津支 判事補兼中津簡 裁判事	増子由一	昭61.3.24	"

兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。